

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月13日
【会社名】	技研ホールディングス株式会社
【英訳名】	Giken Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々木 ベジ
【本店の所在の場所】	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号（注）1
【電話番号】	東京 3398局8500番（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 会田 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号
【電話番号】	東京 3398局8500番（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 会田 直樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	6,835,099,322円（注）2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）1．技研ホールディングス株式会社は、本届出書提出日現在において、未成立であるため、上記（本店の所在の場所）は未確定であり、本店所在予定地を記載しております。

（注）2．本届出書提出日現在において未確定であるため、技研興業株式会社（以下、「技研興業」といいます。）の平成29年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年11月6日開催の技研興業株式会社の臨時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと、また、技研興業株式会社が平成29年11月7日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を提出したこと、並びに平成29年11月10日に四半期報告書を提出したことに伴い、平成29年10月10日付で提出した有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要領

##### 1 新規発行株式

### 第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

#### 第1 組織再編成（公開買付け）の概要

##### 1 組織再編成の目的等

##### 2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

###### (1) 提出会社の企業集団の概要

###### 提出会社の企業集団の概要

##### 3 組織再編成に係る契約

###### 1 株式移転計画の内容の概要

##### 4 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠

###### 1 株式移転比率

##### 7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

###### 1 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

###### 株式買取請求権の行使について

###### 議決権の行使の方法について

##### 8 組織再編成に関する手続

###### 2 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

###### 3 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

### 第三部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 2 沿革

#### 第2 事業の状況

##### 1 業績等の概要

##### 2 生産、受注及び販売の状況

##### 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

##### 5 経営上の重要な契約等

##### 6 研究開発活動

##### 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

#### 第4 提出会社の状況

##### 1 株式等の状況

###### (1) 株式の総数等

###### 発行済株式

###### (4) 発行済株式総数、資本金等の推移

###### (5) 所有者別状況

###### (6) 議決権の状況

###### 発行済株式

###### 自己株式等

##### 第5 経理の状況

### 第五部 組織再編成対象会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

##### (1) 組織再編成対象会社が提出した書類

###### 四半期報告書又は半期報告書

###### 臨時報告書

### 第六部 株式公開情報

## 第3 株主の状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所には\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	16,245,546株 (注) 1、2	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではなく、普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 技研興業の発行済株式総数16,640,000株(平成29年3月31日時点)に基づいて記載しております。ただし本株式移転(注)2で定義します。以下同じ。)の効力発生に先立ち、技研興業の発行済株式総数が変化した場合は、技研ホールディングス株式会社(以下、「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動いたします。技研興業は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上償却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、技研興業が平成29年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式394,454株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、技研興業の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、技研興業の平成29年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。
2. 普通株式は、平成29年9月7日に開催された技研興業の取締役会決議(株式移転計画の作成承認、臨時株主総会への付議)及び平成29年11月6日開催予定の技研興業の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画承認)に基づき行う単独株式移転(以下、「株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。
3. 技研興業は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定であります。
4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	16,239,477株 (注) 1、2	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではなく、普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 技研興業の発行済株式総数16,640,000株(平成29年9月30日時点)に基づいて記載しております。ただし本株式移転(注)2で定義します。以下同じ。)の効力発生に先立ち、技研興業の発行済株式総数が変化した場合は、技研ホールディングス株式会社(以下、「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動いたします。技研興業は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上償却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、技研興業が平成29年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式400,523株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、技研興業の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、技研興業の平成29年9月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。
2. 普通株式は、平成29年9月7日に開催された技研興業の取締役会決議(株式移転計画の作成承認、臨時株主総会への付議)及び平成29年11月6日開催の技研興業の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画承認)に基づき行う単独株式移転(以下、「株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。
3. 技研興業は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定であります。
4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

## 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

## 1【組織再編成の目的等】

## 2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

## (1) 提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

## 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社と技研興業の状況は、以下のとおりとなる予定です。

技研興業は、平成29年11月6日開催予定の臨時株主総会による承認を前提として、平成30年1月9日（予定）を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業	議決権の 所有割合	関係内容					
					役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携 等
					当社役 員	当社従 業員				
(連結子会社) 技研興業株式会社	東京都 杉並区	1,120	土木関連事業、建築関連 事業、型枠貸与関連事業	100.0%	6	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、技研興業は当社の完全子会社になります。当社の完全子会社となる技研興業の平成29年3月31日時点の関係会社の状況は、以下のとおりです。

(後略)

(訂正後)

## 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社と技研興業の状況は、以下のとおりとなる予定です。

技研興業は、平成29年11月6日開催の臨時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、平成30年1月9日（予定）を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業	議決権の 所有割合	関係内容					
					役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携 等
					当社役 員	当社従 業員				
(連結子会社) 技研興業株式会社	東京都 杉並区	1,120	土木関連事業、建築関連 事業、型枠貸与関連事業	100.0%	6	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、技研興業は当社の完全子会社になります。当社の完全子会社となる技研興業の平成29年3月31日時点の関係会社の状況は、以下のとおりです。

(後略)

### 3【組織再編成に係る契約】

（訂正前）

#### 1．株式移転計画の内容の概要

技研興業は、臨時株主総会による承認を前提として、平成30年1月9日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、技研興業を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（その後の変更を含み、以下「本株式移転計画」といいます。）を平成29年9月7日開催の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における技研興業の株主に対し、その保有する技研興業の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成29年11月6日開催予定の技研興業の臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を定めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、次の「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

（訂正後）

#### 1．株式移転計画の内容の概要

技研興業は、臨時株主総会による承認を前提として、平成30年1月9日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、技研興業を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（その後の変更を含み、以下「本株式移転計画」といいます。）を平成29年9月7日開催の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における技研興業の株主に対し、その保有する技研興業の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画は、平成29年11月6日開催の技研興業の臨時株主総会において、承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、次の「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

## 4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(訂正前)

## 1. 株式移転比率

	技研ホールディングス株式会社 (完全親会社)	技研興業株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 本株式移転に伴い、技研興業の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

- 2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定): 16,245,546株  
上記新株式数は、技研興業の発行済株式総数16,640,000株(平成29年3月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、技研興業の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。技研興業は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、技研興業が平成29年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式394,454株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

(訂正後)

## 1. 株式移転比率

	技研ホールディングス株式会社 (完全親会社)	技研興業株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 本株式移転に伴い、技研興業の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

- 2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定): 16,239,477株  
上記新株式数は、技研興業の発行済株式総数16,640,000株(平成29年9月30日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、技研興業の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。技研興業は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、技研興業が平成29年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式400,523株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

## 7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

### 1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

（訂正前）

株式買取請求権の行使について

技研興業の株主が、その有する技研興業の普通株式につき、技研興業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年11月6日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を技研興業に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、技研興業が上記臨時株主総会の決議の日（平成29年11月6日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

技研興業の株主による議決権の行使の方法としては、平成29年11月6日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、技研興業の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使を委任することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、技研興業に提出する必要があります。）。また、臨時株主総会に出席しない場合、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成29年11月5日午後5時までに技研興業に送付することにより議決権を行使することができます。

なお、議決権行使書に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、平成29年11月6日までに、技研興業に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、技研興業は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

（訂正後）

株式買取請求権の行使について

技研興業の株主が、その有する技研興業の普通株式につき、技研興業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年11月6日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を技研興業に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、技研興業が上記臨時株主総会の決議の日（平成29年11月6日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

技研興業の株主による議決権の行使の方法としては、平成29年11月6日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、技研興業の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使を委任することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、技研興業に提出する必要があります。）。また、臨時株主総会に出席しない場合、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成29年11月5日午後5時までに技研興業に送付することにより議決権を行使することができます。

なお、議決権行使書に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、平成29年11月6日までに、技研興業に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、技研興業は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

## 8【組織再編成に関する手続】

（訂正前）

- 2．株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程
- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 株式移転計画等承認取締役会           | 平成29年9月7日       |
| 臨時株主総会基準日公告             | 平成29年9月13日      |
| 臨時株主総会基準日               | 平成29年9月30日      |
| 株式移転計画等承認臨時株主総会         | 平成29年11月6日（予定）  |
| 上場廃止日                   | 平成29年12月29日（予定） |
| 当社設立登記日<br>（本株式移転効力発生日） | 平成30年1月9日（予定）   |
| 当社株式上場日                 | 平成30年1月9日（予定）   |
- ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他事由により日程を変更する場合があります。

- 3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
- 技研興業の株主が、その所有する技研興業の普通株式につき、技研興業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年11月6日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を技研興業に通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、技研興業が、上記臨時株主総会の決議の日（平成29年11月6日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（訂正後）

- 2．株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程
- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 株式移転計画等承認取締役会           | 平成29年9月7日       |
| 臨時株主総会基準日公告             | 平成29年9月13日      |
| 臨時株主総会基準日               | 平成29年9月30日      |
| 株式移転計画等承認臨時株主総会         | 平成29年11月6日      |
| 上場廃止日                   | 平成29年12月29日（予定） |
| 当社設立登記日<br>（本株式移転効力発生日） | 平成30年1月9日（予定）   |
| 当社株式上場日                 | 平成30年1月9日（予定）   |
- ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他事由により日程を変更する場合があります。

- 3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
- 技研興業の株主が、その所有する技研興業の普通株式につき、技研興業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年11月6日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を技研興業に通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、技研興業が、上記臨時株主総会の決議の日（平成29年11月6日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 2【沿革】

（訂正前）

平成29年9月7日 技研興業の取締役会において、技研興業の単独株式移転により純粋持株会社（完全親会社）「技研ホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成29年11月6日（予定） 技研興業の臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、技研興業がその完全子会社となることについての決議（予定）

平成30年1月9日（予定） 技研興業が株式移転の方法により当社を設立（予定）  
当社普通株式を東京証券取引所市場第二部に上場（予定）

なお、技研興業の沿革につきましては、技研興業の有価証券報告書（平成29年6月29日提出）をご参照ください。

（訂正後）

平成29年9月7日 技研興業の取締役会において、技研興業の単独株式移転により純粋持株会社（完全親会社）「技研ホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成29年11月6日 技研興業の臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、技研興業がその完全子会社となることについての決議

平成30年1月9日（予定） 技研興業が株式移転の方法により当社を設立（予定）  
当社普通株式を東京証券取引所市場第二部に上場（予定）

なお、技研興業の沿革につきましては、技研興業の有価証券報告書（平成29年6月29日提出）をご参照ください。

### 第2【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成29年6月29日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成29年6月29日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日及び平成29年11月10日提出）をご参照ください。

#### 2【生産、受注及び販売の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書（平成29年6月29日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書（平成29年6月29日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日及び平成29年11月10日提出）をご参照ください。

### 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書（平成29年6月29日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書（平成29年6月29日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日及び平成29年11月10日提出）をご参照ください。

### 5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成29年6月29日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成29年6月29日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日及び平成29年11月10日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

### 6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の研究開発活動については、同社の有価証券報告書（平成29年6月29日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の研究開発活動については、同社の有価証券報告書（平成29年6月29日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日及び平成29年11月10日提出）をご参照ください。

### 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（平成29年6月29日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（平成29年6月29日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日及び平成29年11月10日提出）をご参照ください。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

平成30年1月9日時点の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

## 【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,245,546	東京証券取引所 (市場第二部)	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。 なお、当社は種類株式発行会社ではなく、普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株となっております
計	16,245,546	-	-

(注) 上記は、技研興業の発行済株式総数16,640,000株(平成29年3月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、技研興業の発行済株式総数が変化した場合、当社が交付する新株式数は変動いたします。技研興業は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上償却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、技研興業が平成29年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式394,454株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、技研興業の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、技研興業の平成29年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,239,477	東京証券取引所 (市場第二部)	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。 なお、当社は種類株式発行会社ではなく、普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株となっております
計	16,239,477	-	-

(注) 上記は、技研興業の発行済株式総数16,640,000株(平成29年9月30日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、技研興業の発行済株式総数が変化した場合、当社が交付する新株式数は変動いたします。技研興業は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上償却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、技研興業が平成29年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式400,523株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、技研興業の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、技研興業の平成29年9月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

(訂正前)

平成30年1月9日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成30年1月9日	16,245,546 (注)	16,245,546 (注)	1,120,000	1,120,000	1,473,840	1,473,840

(注) 上記は、技研興業の発行済株式総数16,640,000株(平成29年3月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、技研興業の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。技研興業は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上償却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、技研興業が平成29年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式394,454株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、技研興業の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、技研興業の平成29年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(訂正後)

平成30年1月9日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成30年1月9日	16,239,477 (注)	16,239,477 (注)	1,120,000	1,120,000	1,473,840	1,473,840

(注) 上記は、技研興業の発行済株式総数16,640,000株(平成29年9月30日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、技研興業の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。技研興業は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上償却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、技研興業が平成29年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式400,523株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、技研興業の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、技研興業の平成29年9月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

## (5) 【所有者別状況】

(訂正前)

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる技研興業の平成29年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取引 業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	24	27	8	4	1,059	1,128	-
所有株式数 (単元)	-	845	790	9,476	75	9	5,197	16,392	248,000
所有株式数の 割合(%)	-	5.15	4.82	57.81	0.46	0.05	31.71	100.00	-

(注) 1. 自己株式394,454株は、「個人その他」に394単元及び「単元未満株式の状況」に454株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、4単元含まれております。

(訂正後)

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる技研興業の平成29年9月30日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

平成29年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取引 業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	7	22	32	14	5	1,622	1,702	-
所有株式数 (単元)	-	809	454	9,361	156	9	5,613	16,402	238,000
所有株式数の 割合(%)	-	4.93	2.77	57.07	0.95	0.06	34.22	100.00	-

(注) 1. 自己株式400,523株は、「個人その他」に400単元及び「単元未満株式の状況」に523株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、4単元含まれております。

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

## (訂正前)

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる技研興業の平成29年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 394,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,998,000	15,998	-
単元未満株式	普通株式 248,000	-	-
発行済株式総数	16,640,000	-	-
総株主の議決権	-	15,998	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、4,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。

## (訂正後)

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる技研興業の平成29年9月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 400,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,002,000	16,002	-
単元未満株式	普通株式 238,000	-	-
発行済株式総数	16,640,000	-	-
総株主の議決権	-	16,002	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、4,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。

## 【自己株式等】

(訂正前)

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成30年1月9日時点において、当社の自己株式を保有していません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の平成29年3月31日現在の自己株式等については、以下のとおりです。

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
技研興業株式会社	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号	394,000	-	394,000	2.37
計	-	394,000	-	394,000	2.37

(注) 技研興業は、本株式移転による技研ホールディングス株式会社設立の直前時に保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しております。

(訂正後)

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成30年1月9日時点において、当社の自己株式を保有していません。

なお、当社の完全子会社となる技研興業の平成29年9月30日現在の自己株式等については、以下のとおりです。

平成29年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
技研興業株式会社	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号	400,000	-	400,000	2.40
計	-	400,000	-	400,000	2.40

(注) 技研興業は、本株式移転による技研ホールディングス株式会社設立の直前時に保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しております。

## 第5【経理の状況】

(訂正前)

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる技研興業の経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年6月29日提出)及び四半期報告書(平成29年8月10日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は、新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる技研興業の経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年6月29日提出)及び四半期報告書(平成29年8月10日及び平成29年11月10日提出)をご参照ください。

## 第五部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### (訂正前)

###### 【四半期報告書又は半期報告書】

第60期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月10日関東財務局長に提出

###### 【臨時報告書】

有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成29年10月10日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成29年9月8日関東財務局長に提出

##### (訂正後)

###### 【四半期報告書又は半期報告書】

第60期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月10日関東財務局長に提出

第60期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月10日関東財務局長に提出

###### 【臨時報告書】

有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成29年11月13日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成29年9月8日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年11月7日関東財務局長に提出

## 第六部【株式公開情報】

## 第3【株主の状況】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社である技研興業の平成29年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
フリージア・マクロス株式会社	東京都千代田区神田東松下町17番地	4,299	25.84
夢みつけ隊株式会社	東京都千代田区神田東松下町17番地	3,621	21.76
有限会社ケイエムシー	東京都目黒区目黒本町1丁目16-13-404	900	5.41
技研興業従業員持株会	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号	411	2.47
角田 式美	東京都調布市	378	2.28
明治安田生命保険相互会社(常任代理人)資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	321	1.93
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	233	1.40
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館6階	202	1.21
武井 博子	東京都杉並区	199	1.20
フリージアトレーディング株式会社	東京都千代田区外神田3丁目16番16号	179	1.08
計	-	10,744	64.57

(注) 上記のほか、自己株式が394千株あります。

(訂正後)

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社である技研興業の平成29年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
フリージア・マクロス株式会社	東京都千代田区神田東松下町17番地	4,299	25.84
夢みつけ隊株式会社	東京都千代田区神田東松下町17番地	3,621	21.76
有限会社ケイエムシー	東京都目黒区目黒本町1丁目16-13-404	900	5.41
技研興業従業員持株会	東京都杉並区阿佐谷南三丁目7番2号	329	1.98
明治安田生命保険相互会社(常任代理人)資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	321	1.93
武井 博子	東京都杉並区	199	1.20
フリージアトレーディング株式会社	東京都千代田区外神田3丁目16番16号	179	1.08
三井住友信託銀行(常任代理人)日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	150	0.90
岩崎 泰次	静岡市駿河区	142	0.85
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	136	0.82
計	-	10,276	61.76

(注) 上記のほか、自己株式が400千株あります。